



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知に御協力いただきありがとうございます。

今回は、相談窓口(ほうかつ・ランチ)へ情報提供いただく際の「個人情報の保護に関する法律」について取り上げたいと思います。今後の見守り活動の参考にしてください。

相談・通報するときにこんな不安はありませんか？



- ・本人から同意をもらっていないのに情報提供しても問題はないの？
- ・心配な人がいるけど、個人情報の問題があるから言いにくい・・・。

本人の生命、身体、財産が脅かされる状況であれば、本人の同意なしに情報提供しても個人情報保護法で守られます。



個人情報保護法

第三者提供の制限（条文第23条 第1項）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

この場合
はOK！

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

まとめ

①の法令に基づく場合については、高齢者虐待防止法があります。通報義務は守秘義務より優先されます（高齢者虐待防止法7条第3項）。高齢者の生命、身体、財産の保護、危険からの救済のために必要な場合は、本人の同意がなく、第3者へ情報提供されても正当な理由となります。（上記の個人情報保護法のとおり）。本人の同意があれば情報提供は問題ありませんし、本人の生命、身体、財産が脅かされる状況であれば、本人の同意なしに情報提供しても個人情報保護法で守られます。異変に気づいたら相談窓口へご連絡ください。

- ・子どもたちに勝手に年金を使われている。
- ・叩かれた傷がある。
- ・食事を食べさせてもらえない。 など



菊川市地域包括支援センター（ほうかつ）

住所：半済1865（プラザけやき内）

電話：37-1120

菊川市高齢者総合相談支援センター和松会（ランチ）

住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）

電話：73-1818